

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

あかるく活力のある笠間稲荷のまち再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県、茨城県笠間市、茨城県西茨城郡友部町、茨城県西茨城郡岩間町

3. 地域再生計画の区域

笠間市並びに茨城県西茨城郡友部町及び岩間町の全域

4. 地域再生計画の目標

古くから城下町として、また、日本三大稲荷として有名な笠間稲荷神社の門前町として栄えてきた歴史と、四方を山に囲まれた緑豊かな自然と、年間300万人の観光客が訪れる笠間焼や笠間日動美術館などの文化・芸術に恵まれた観光資源が豊富な笠間市、JR常磐線と常磐・北関東自動車道ICを中心とした交通網に恵まれ、優良な住宅地として栄えた友部町、豊富な水に恵まれた水田地帯を有した稲作農業と常磐自動車道岩間ICを基点とした工業団地(敷地面積48.8ha、7企業立地)建設による工業の発展と農工業2つの産業を持つ岩間町が、平成18年3月19日をもって新設合併し、笠間市となる。

近年、この地域においても、少子高齢化が進み、高齢者の医療や福祉面での行政需要の変容・増大は避けられないものとなっており、特に、地域住民誰もが、生涯を通じて、心身とも健康で生きがいのある生活を安全で快適な環境の中で送るため、救急医療の二次病院(急患で手術・入院が必要な重症患者を受け入れる病院)及び災害拠点病院(災害時において、広域的に傷病者を受け入れる病院)の指定を受けている茨城県立中央病院への各市町中心市街地からの移動時間の短縮が、喫緊の課題となっている。

また、笠間稲荷神社・笠間日動美術館・県立笠間芸術の森公園等には、市外はもとより、県外から多数の観光客が訪れているが、これらの観光拠点への主要ルートである国道50号交差点は慢性的な渋滞ポイントとなっており、今後、この地域の観光振興を推進するうえでも、効率的な道路ネットワークを構築し、観光施設等へのアクセス向上を図ることが重要な課題となっている。

さらに、高齢化による農林業の担い手不足による、手入れ不足森林や耕作

放棄地の増加等も、地域の大きな課題となりつつある。

このため、地域の重要なインフラである道路及び林道の一体的かつ効果的な整備により、救急病院や観光施設へのアクセス向上を図るとともに、地域間の物流効率化による農林業の振興を図り、新市のどこでも安心して豊かに生活できる「あかるく活力のある笠間稲荷のまち」づくりを推進する。

(目標1) 笠間市における間伐の必要な森林面積の減少

(16.7ha → 13.9ha)

(目標2) 笠間市街地から県立中央病院への時間短縮(30分 → 20分)

(目標3) 岩間市街地から県立中央病院への時間短縮(25分 → 15分)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

この地域の課題である、救急病院や観光施設へのアクセス強化を図るため、「町道1級12号線」「町道2級10号線」「町道1級3号線」「市道友部池野辺線」「市道笠間小原線」「市道箱田寺崎線」「市道大淵飯田線」「町道岩間八郷線」及び「林道本戸前山線」を一体的に整備することにより、地域間の効率的な道路ネットワークを構築する。

町道1級12号線(昭和60年3月20日認定)

町道2級10号線(昭和60年3月20日認定)

市道友部池野辺線(昭和60年3月30日認定)

町道1級3号線(平成8年9月30日認定)

市道箱田寺崎線(昭和60年3月30日認定)

市道大淵飯田線(昭和60年3月30日認定)

市道笠間小原線(昭和60年3月30日認定)

町道岩間八郷線(平成13年3月12日認定)

林道本戸前山線(平成17年4月水戸那珂地域森林計画)

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

・道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

・市町道(笠間市、友部町、岩間町) 笠間市、友部町、岩間町

・林道(笠間市) 笠間市

[事業期間]

・市町道(平成17~21年度) ・林道(平成20~21年度)

[整備量及び事業費]

- ・市町道 15.4 km ・林道 2.5 km
- ・総事業費 49億1,760万円
- 市町道 48億6,000万円 (うち交付金24億3,000万円)
- 林道 5,760万円 (うち交付金 1,920万円)

5 - 3 その他の事業
該当無し

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

- ・林道「本戸前山線」の開設

この路線については、平成10年度から開設工事を実施しているが、平成20年度から舗装工事を実施する予定であることから、平成19年度までに開設工事を完了させる必要がある。